

通知電気工事業者の方が、電気工事業を廃止した際に行う手続きです。

電気工事業の廃止の日から30日以内に手続きを行ってください。

手続き方法

- 1 「電気工事業廃止通知書」に必要事項を記入し、電気工事業開始通知受理通知書を添付して、持参又は郵送にて通知してください。
- 2 電気工事業開始通知受理通知書を紛失した場合は、「通知書を紛失しました。見つけ次第返納いたします。（通知者名）」と余白に記入する。
- 3 申請する際、「電気工事業廃止通知書」は1部で結構です。
- 4 持参される場合、受付時間は、平日 午前9時～正午、午後1時～午後5時です。

<通知先>

千葉県電気工事工業組合（本部）

〒260-0005

千葉市中央区道場南1丁目9番15号

電話：043-224-6086

FAX：043-224-6087

電気工事業廃止通知書

令和 年 月 日

千葉県知事様

住 所

氏名又は名称

法人にあつては
代表者の氏名

電気工事業を廃止したので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第17条の2第4項において読み替えて準用する同法第11条の規定により、次のとおり通知します。

1 電気工事業の業務の適正化に関する法律第17条の2第1項の規定による通知の年月日

（平成・令和） 年 月 日 千葉県知事通知第 号

2 事業を廃止した年月日

（平成・令和） 年 月 日

3 事業を廃止した理由

（備考）この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(記載例)

様式第14の5 (第10条の5)

電気工事業廃止通知書

令和 ○年 ○月 ○日

千葉県知事様

○個人の場合、住民票に記載されている住所、氏名等を記入してください。
○法人の場合、履歴事項全部証明書に記載されている、住所、氏名等を記入してください。

住所 千葉県千葉市中央区市場町1-1
氏名又は名称 株式会社千葉電気工事
法人にあつては
代表者の氏名 千葉 太郎

電気工事業を廃止したので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第17条の2第4項において読み替えて準用する同法第11条の規定により、次のとおり通知します。

1 電気工事業の業務の適正化に関する法律第17条の2第1項の規定による通知の年月日

(平成・令和) ○年 ○月 ○日 千葉県知事通知第○○○○○○○○号

2 事業を廃止した年月日

(平成・令和) ○年 ○月 ○日

電気工事業開始通知受理通知書に記載されている年月日及び番号を記入してください。なお、年月日は通知書の「1 通知年月日」に記載されている日付を記入してください。

3 事業を廃止した理由

法人を解散したため廃止

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

※通知書を紛失した場合、下記のとおり記入してください。

通知書を紛失しました。
見つかり次第返納いたします。 千葉 太郎